令和７年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和７年４月１日から同年８月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１２件（１２名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［１］ | ０［１］ | ５［１］ | ０［０］ | 　６［ ３ ］ |
| 支援学校 | ０［１］ | ０［２］ | １［１］ | １［１］ | 　２［ ５ ］ |
| 中学校 | ２［１］ | ０［２］ | ０［０］ | ０［１］ | 　２［ ４ ］ |
| 小学校 | １［０］ | ０［２］ | １［０］ | ０［１］ | 　２［ ３ ］ |
| 合　計 | ４［３］ | ０［７］ | ７［２］ | １［３］ | １２［１５］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | ２［２］ | ０［６］ | ５［０］ | １［０］ | 　８［ ８ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | ０［０］ | ２［２］ | ０［０］ | 　２［ ２ ］ |
| 公務外非行関係 | ２［１］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［１］ | 　２［ ２ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ０［１］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ １ ］ |
| 管理監督責任 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［２］ | 　０［ ２ ］ |
| 合　計 | ４［３］ | ０［７］ | ７［２］ | １［３］ | １２［１５］ |

（１）一般服務関係…８件（８名）

①体罰…２件（２名）

・　市立小学校　男性首席（元校長）（４４歳）『減給３月』

　　　　令和６年１２月１３日、授業中、自身の指導に軽い返事をした被害児童に対し、左上腕を下から掴み、上に引っ張り上げるなどの体罰を行ったほか、「校長先生に対する返事か」などと強く叱責した。

　　　　また、保護者より被害児童に発言した内容を尋ねられた際、実際に発言した厳しい言い方よりも穏やかな言い方に変えて説明し、保護者に不信感を与えた。

・　府立高等学校　男性教諭（５８歳）『減給３月』

　　　　令和７年１月２７日、校則違反であるスカートの下にジャージを履いた被害生徒を目撃した際に、背後から、右手で被害生徒の右側頭部の髪の根本あたりを強く掴んで引っ張るなどの体罰を行った。

　[管理監督責任]

　　　校　長（５５歳）　厳重注意

②生徒へのわいせつな行為…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（３９歳）『免職』

　　　 前勤務校の女子卒業生２名（未成年）に対し、みだらな行為をした。

　　③校内盗撮…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（４０歳）『免職』

　　　　令和７年４月１４日及び１５日にかけて、勤務校の女子トイレにカメラを設置して盗撮し、その映像を自宅のパソコンに保存した。また、本件発覚後、自身の盗撮行為について虚偽の説明を繰り返した。

　[管理監督責任]

　　　校　長（４８歳）　訓告

④生徒へのセクシュアル・ハラスメント…２件（２名）

・　府立高等学校　男性教諭（３７歳）『減給１月』

　　　　令和５年度から６年度にかけて、体育の授業で水難救助訓練をしていた際、女子生徒の背後から両手首を掴んで持ち上げる行為をしたほか、部活動の指導の際、女子生徒の腕や肩甲骨を触るなどした。

　[管理監督責任]

　　　校　長（６３歳）　厳重注意

・　府立高等学校　男性教諭（２４歳）『減給３月』

　　　　令和６年１２月から令和７年３月にかけて、女子生徒の小テストやノートなどに授業とは関係のないメッセージを記載したほか、補習の際や放課後に、女子生徒の髪や手、腰を触るなどした。

　[管理監督責任]

　　　校　長（５３歳）　厳重注意

⑤生徒らへの不適切な言動…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（２６歳）『減給１月』

　　　　令和６年１１月から令和７年２月までの間において、女子生徒に対し　「性格がブス（ブサイク）」などの不適切な発言をした。

　[管理監督責任]

　　　校　　長（６３歳）　厳重注意

⑥所属教員ヘのパワー・ハラスメント…１件（１名）

・　支援学校　女性准校長（４８歳）『戒告』

　　　　前任校の校長であった、令和５年４月から令和６年７月にかけて、３名の教員に対し、威圧的に叱責するなど、計３０件のハラスメント行為を行った。

（２）公金公物関係…２件（２名）

①通勤手当の不正受給…２件（２名）

・　府立高等学校　女性教諭（５０歳）『減給１月』

　　 電車とバスを利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、自宅から勤務校まで自家用車による認定外通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

・　府立支援学校　男性教諭（４４歳）『減給１月』

　　令和５年２月から令和６年３月にかけて、届け出た通勤経路と異なる経路で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行関係…２件（２名）

　　③生徒へのわいせつ行為…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性教諭（４８歳）『免職』

　　　　　　　平成１９年頃、前勤務校の女子生徒に対し、添い寝やハグをしたほか、着衣の上から胸や臀部を触る、おでこや頬や首にキスをするなどのわいせつな行為を行った。

　　②盗撮…１件（１名）

　　　・　市立小学校　男性講師（２６歳）『免職』

令和７年４月から５月１５日にかけて、通勤途中のバス車内や商業施設内において、女子高校生等のスカートの中を複数回盗撮した。

３　府教委の主な取組み

○　令和７年４月から７月にかけて、「府立学校・小・中・義務教育学校新任校長（教頭）研修」及び「市町村教育委員会人事担当者会議」等を実施し、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示又は指導・助言するとともに、府教育庁が作成した「不祥事防止ガイドブック」や「不祥事防止ワークシート集」等を活用した校内研修等の実施を指示した。

〇　令和７年７月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、令和７年３月に本府が作成した「不祥事防止ガイドブック」を使用し、服務の適正化に向けた取り組みを実施するとともに、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）、性暴力・性犯罪の根絶に向けた関係資料を添付し、それらを活用することや、所属教職員に対して、「なぜ、不祥事・不正行為を行ってはいけないか」「不祥事・不正行為を行うとどうなるか」「不祥事や不正行為はどのように発覚するのか」の３点を挙げ、具体的に指導し綱紀の保持に遺漏なきよう取り組むよう指示した。

○　令和７年８月、臨時府立学校長会を開催し、府立学校長・准校長に対して、令

　和７年７月に国から通知があった「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」に係る説明、教職員の綱紀の保持についての通達や「不祥事防止ガイドブック」等を活用した研修を改めて実施することや児童生徒性暴力等は、「原則懲戒免職処分の対象となること」、「児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないこと」等を今一度周知すること、教員と児童生徒等が２人きりになるなど、第三者の目が行き届きにくい環境や場面をできる限り減らすこと、いじめ等アンケート、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート等を適切に実施することなどについて指示した。